

公布された条例のあらまし

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県議会委員会条例の一部を改正する条例 （3・19掲示）	2
◎高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例	2

◆高知県議会委員会条例の一部を改正する条例（高知県条例第1号）

- 1 条例改正の目的
常任委員会の所管事項及び常任委員等の選任について規定の整備をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（高知県条例第2号）

- 1 条例改正の目的
地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく狩猟免許及び狩猟者の登録に関する事務に係る手数料、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施に係る手数料、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験の実施及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく高圧ガス販売主任者試験の実施に係る手数料、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施に係る手数料、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）の規定に基づく技能検定の実技試験の実施に係る手数料、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る手数料並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定することとした。
- 2 施行期日
この条例中第2条から第7条までの規定及び附則第3項から第8項までの規定は平成21年4月1日から、第1条の規定及び附則第2項の規定は同月16日から施行することとした。

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年3月19日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第1号

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例

高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「、委員の」を「及び委員の」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「所管事項は」を「所管事項及び当該所管事項の変更に伴う経過措置については」に改める。
第5条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
2 常任委員又は議会運営委員の任期満了に伴う前項の規定による指名は、その任期満了の日前30日以内に行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第2号

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（高知県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第42条の表1の項中「4,000円」を「3,900円」に、「その他の者」を「法第49条各号に掲げる者以外の者」に、「5,300円」を「5,200円」に改め、同表2の項中「1,100円」を「1,000円」に改め、同表3の項中「2,900円」を「2,800円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,900円」を「1,800円」に改める。

（高知県火薬類取締法関係手数料徴収条例の一部改正）

第2条 高知県火薬類取締法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「12,000円」を「17,000円」に改める。
（高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例の一部改正）

第3条 高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「又は法第31条第2項」を「又は同項」に改め、同項の表1の項中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に、「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同表2の項中「8,500円」を「7,600円」に、「8,000円」を「7,100円」に、「6,700円」を「6,000円」に、「6,200円」を「5,500円」に改め、同条第2項中「試験を」を「製造保安責任者試験又は販売主任者試験を」に改める。

（高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正）

第4条 高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収

条例（平成12年高知県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「23,000円」を「20,700円」に、「22,500円」を「20,200円」に改める。

（高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部改正）

第5条 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「15,700円」を「16,500円」に改める。

（高知県建築士法施行条例の一部改正）

第6条 高知県建築士法施行条例（昭和27年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「15,100円」を「16,900円」に改める。

（高知県警察手数料徴収条例の一部改正）

第7条 高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第19条の表1の項中「16,000円」を「13,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第2条から第7条までの規定及び附則第3項から第8項までの規定は平成21年4月1日から、第1条の規定及び次項の規定は同月16日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県火薬類取締法関係手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

4 第3条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

5 第4条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

6 第5条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例及び高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

7 第6条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県建築士法施行条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

8 第7条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。